# 金融検査マニュアルに関するよくあるご質問 (FAQ) 新旧対照表

(改定前)	(改定後)
金融検査マニュアルに関するよくあるご質問(FAQ) <本 文>	金融検査マニュアルに関するよくあるご質問 (FAQ) <本 文>
1. 全体	1. 全体
(中略)	(中略)
(1-3)金融検査マニュアルの構成について教えて下さい。	(1-3)金融検査マニュアルの構成について教えて下さい。
(答)	(答)
1. 健全な事業を営む顧客に対して必要な資金を円滑に供給していくこと	1. 健全な事業を営む顧客に対して必要な資金を円滑に供給していくことは、
は、金融機関の最も重要な役割の一つであり、金融機関には、 <u>適切なリス</u>	金融機関の最も重要な役割の一つであり、金融機関には、金融仲介機能を
<u>ク管理態勢の下、適切かつ積極的にリスクテイクを行い、</u> 金融仲介機能を	積極的に発揮していくことが強く期待されています。
積極的に発揮していくことが強く期待されています。	一方で、金融機関が金融仲介機能を積極的に発揮していくためには、健全
	な財務基盤と強固で包括的なリスク管理態勢の整備が求められます。
   <u>2. また、金融庁は、厳しい経済金融情勢や雇用環境が続く中、企業金融に</u>	2. このため、金融検査マニュアルについては、①金融機関の経営管理の基
ついても政策的対応が必要との認識から、各種経済団体、金融業界からの	<u>本的要素が機能しているかを検証する</u> 「経営管理(ガバナンス)」に加え、
<u>ヒアリングや所要の検討プロセスを経て、平成 21 年 10 月 22 日、「中小企</u>	②金融機関におけるコンサルティング機能の発揮や金融円滑化一般を <u>検証</u>
<u>業等に対する金融円滑化対策の総合的パッケージ」をとりまとめて公表し</u>	<u>する</u> 「金融円滑化編」 <u>、③</u> 法令等遵守 <u>態勢</u> 、顧客保護等 <u>管理態勢</u> やリスク管
<u>ました。</u>	理 <u>態勢を検証する</u> 「リスク管理等編」 <u>という構成としています。</u>
本パッケージでは、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための	

(改定前)	(改定後)
臨時措置に関する法律」(以下「中小企業金融円滑化法」という)の制定	
に加え、同法の実効性を確保するための検査・監督上の措置として、①法	
律の施行に併せて、検査マニュアル、監督指針について所要の改正を行う	
こと、及び、②中小企業融資・経営改善支援への取組み状況について重点	
的に検査・監督を行うことという方針が示されました。	
3. こうしたことを踏まえ、平成21年12月4日、金融検査マニュアルの改	
定を行い、金融検査マニュアルの構成、内容を、従来のリスク管理中心の	
組み立てから、①金融機関のコンサルティング機能をはじめとする金融円	
滑化と、②金融機関の健全性の維持・向上の二点を柱とするものとしまし	
<u>t_                                    </u>	
具体的には、既存の「経営管理(ガバナンス)」に加え、 <u>①新たに、</u> 金	
融機関におけるコンサルティング機能の発揮や金融円滑化一般を内容と	
する「金融円滑化編」 <u>を新設するとともに、②既存の</u> 法令等遵守、顧客保	
護等やリスク管理 <u>の部分を</u> 「リスク管理等編」 <u>として取りまとめました。</u>	
(中略)	(中略)

# (改定後)

#### 3. 金融円滑化編

(3-1) 金融円滑化において重要なことは何ですか。また、検査においては何を検証しますか。

# (答)

- 1. 金融機関にとって金融円滑化管理態勢の整備・確立は、金融機関の業務の健全性及び適切性の確保のため必要不可欠なものであり、経営陣には、金融円滑化管理方針を決定し、組織体制の整備を行うなど、金融機関の業務の全般にわたる金融円滑化管理態勢の整備・確立を自ら率先して行う役割と責任があります。
- 2. 検査においては、
  - ・顧客の経営実態等を踏まえて、適切に新規融資や貸付条件の変更を行う こと
  - ・債務者の経営実態を踏まえて、経営相談・経営指導及び経営改善に関する支援を行なうこと
  - ・与信取引に関し、顧客に対する説明が適切かつ十分に行われること
  - ・顧客からの与信取引に係る問い合わせ、相談、要望及び苦情への対応が 適切に実施されること

等を確保するための態勢が有効に機能しているかについて検証すること になります。

#### 3. 金融円滑化編

(3-1)金融円滑化において重要なことは何ですか。また、検査においては何を検証しますか。

# (答)

- 1. 金融機関にとって金融円滑化管理態勢の整備・確立は、金融機関の業務の健全性及び適切性の確保のため必要不可欠なものであり、経営陣には、金融円滑化管理方針を決定し、組織体制の整備を行うなど、金融機関の業務の全般にわたる金融円滑化管理態勢の整備・確立を自ら率先して行う役割と責任があります。
- 2. 検査においては、
  - ・顧客の経営実態等を踏まえて、適切に新規融資や貸付条件の変更を行うこと と
  - ・債務者の経営実態<u>等</u>を踏まえて、経営相談・経営指導及び経営改善に関する支援を行なうこと
  - ・与信取引に関し、顧客に対する説明が適切かつ十分に行われること
  - ・顧客からの与信取引に係る問い合わせ、相談、要望及び苦情への対応が適 切に実施されること

等を確保するための態勢が有効に機能しているかについて検証することに なります。

また、中小企業金融円滑化法の施行期間中における同法第6条から第8条の遵守状況等についても検証を行います。

<u>(3-2)金融円滑化編と時限立法である中小企業金融円滑化法との関係</u> <u>を教えて下さい。</u>

### (答)

- 1.「金融円滑化編」は、検査において金融の円滑化及び中小企業金融円滑 化法の実効性確保のために特に留意すべき項目を整理したものです。また、金融の円滑化は、金融機関の重要な役割の一つであると考えられます。
- 2. したがって、「金融円滑化編」のうち、時限立法である中小企業金融円 滑化法に係る項目以外の項目は、同法の期限が到来した後の検査において も適用することとし、恒久措置として位置づけています。

# (改定後)

(削除)

(3-2)時限立法である中小企業金融円滑化法は失効しますが、「金融円 滑化編」も時限措置ではないのですか。また、今回(平成 25 年 3 月)、どのような改定が行われたのですか。

- 1.「金融円滑化編」は、検査において金融円滑化及び中小企業金融円滑化法の実効性確保のために特に留意すべき項目を整理し、着眼点を明確化するため、平成21年12月に策定したものであり、策定時から、「時限立法である中小企業金融円滑化法に係る項目以外の項目は、同法の期限が到来した後の検査においても適用することとし、恒久措置」として位置づけています。
- 2. 平成 25 年 3 月の改定においては、時限立法である中小企業金融円滑化法 に係る項目を削除するとともに、金融円滑化の重要性に鑑み、
  - ・円滑な資金供給(新規の信用供与を含む。)や貸付条件の変更等に係る項 目
- ・他の金融機関等との連携に係る項目 等を追加したところです。

# (改定後)

(3-3) 金融円滑化編の対象となる金融機関を教えて下さい。

(答)

- 1.「金融円滑化編」は、<u>中小企業金融円滑化法第2条第1項に掲げる</u>金融 機関を対象とすることとしております。
- 2. なお、外国銀行の在日支店については、中小企業向け融資等が少ないと考えられることから、「金融円滑化編」の対象から除いていますが、業務の特性等を踏まえ、金融円滑化の観点から必要があれば、適宜検証することとなります。

### 【金融円滑化 I. 1. ②】

(3-4) 金融円滑化管理方針と中小企業金融円滑化法において策定が求 められている方針との関係はどのようになっているのでしょうか。

(答)

1. 金融円滑化管理は、大企業、中堅企業を含め全ての与信先を対象として 行う必要があります。したがって、金融円滑化管理方針は、中小企業金融 円滑化法第6条で定める方針を含め、当該金融機関における金融円滑化管 理の方針について記載するものです。 (3-3)金融円滑化編の対象となる金融機関を教えて下さい。 (答)

- 1.「金融円滑化編」は、<u>金融検査マニュアル【本マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】(1)に掲げる金融機関のうち、外国銀行の在日支</u>店を除く金融機関を対象とすることとしています。
- 2. なお、外国銀行の在日支店については、中小企業向け融資等が少ないと考えられることから、「金融円滑化編」の対象から除いていますが、業務の特性等を踏まえ、金融円滑化の観点から必要があれば、適宜検証することとなります。

(削除)

(改定後)

2. なお、これらの方針を別々に策定する必要はなく、金融円滑化管理方針 に中小企業金融円滑化法において策定が求められている方針を含めるよ うな形で策定しても問題ありません。ただし、中小企業金融円滑化法にお いて策定が求められている方針は、同法に基づき、その概要を開示する必 要があることに留意する必要があります。

### 【金融円滑化 I 2 2 2 】

(3-5) 金融円滑化管理については、他のリスク管理などとコンセプト が異なり、部門の設置を求めていませんが、なぜこのようになって いるのでしょうか。

(答)

1.「金融円滑化編」では、現在の金融機関の金融円滑化の取組みや組織体 制のあり方が様々であること、金融機関による金融円滑化のための自主的 な取組みのインセンティブを阻害しないようにすること等を踏まえ、他の チェックリストとはやや異なる枠組みにしています。

例えば、金融円滑化管理責任者の所属を例示することは、金融機関の取 組みを固定化してしまう可能性があり、ここでは明示していません。した がって、検査においては、金融円滑化管理責任者に求められる役割・機能 が実効的に発揮され、問題が生じていないかという観点から検証を行うこ ととなります。

#### 【金融円滑化 I 2 ②】

(3-4) 金融円滑化管理については、他のリスク管理などとコンセプト が異なり、部門の設置を求めていませんが、なぜこのようになって いるのでしょうか。

(答)

1.「金融円滑化編」では、現在の金融機関の金融円滑化の取組みや組織体制 のあり方が様々であること、金融機関による金融円滑化のための自主的な 取組みのインセンティブを阻害しないようにすること等を踏まえ、他のチ ェックリストとはやや異なる枠組みにしています。

例えば、金融円滑化管理責任者の所属を例示することは、金融機関の取組 みを固定化してしまう可能性があり、ここでは明示していません。したがっ て、検査においては、金融円滑化管理責任者に求められる役割・機能が実効 的に発揮され、問題が生じていないかという観点から検証を行うこととなり ます。

2. なお、金融円滑化管理責任者は、「金融円滑化管理態勢を整備・確立す | 2. なお、金融円滑化管理責任者は、「金融円滑化管理態勢を整備・確立する

るための金融円滑化管理全般を統括する責任者」という位置付けとしています。このように、金融円滑化管理責任者は、基本的には、他の管理態勢における管理部門の管理者と同等のレベルの役割・責任を担うことを想定しております。

### 【金融円滑化 Ⅲ. 1. ① (v)】

(3-6)「顧客からの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対し、 顧客の実情にそぐわない担保・保証の要求、貸付条件の提示、金利 の引上げ等を行っていないか。」とありますが、今後、金融機関側 から、追加担保・保証の要求や、貸付条件の提示、金利の引上げ等 を申し入れてはならないのでしょうか。

# (答)

- 1. 本項目は、金融機関側からの追加担保・保証の要求や、貸付条件の提示、 金利の引上げ等の申し入れを一律に禁止するものではありません。
- 2. ただし、そのような場合には、例えば、顧客の返済能力や担保余力、金融機関が経営相談・経営指導や経営改善計画の策定支援といった取組みを行うことによる経営改善の見通しなどといった顧客の実情を十分に考慮するとともに、これまでの取引関係や顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた、顧客の理解と納得を得ることを目的とした十分な説明を行う必要があると考えます。

#### (改定後)

ための金融円滑化管理全般を統括する責任者」という位置付けとしています。このように、金融円滑化管理責任者は、基本的には、他の管理態勢における管理部門の管理者と同等のレベルの役割・責任を担うことを想定しています。

# 【金融円滑化 Ⅲ. 1. ①<u>(vi)</u>】

(3-5)「顧客からの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対し、 顧客の実情にそぐわない担保・保証の要求、貸付条件の提示、金利 の引上げ等を行っていないか。」とありますが、今後、金融機関側 から、追加担保・保証の要求や、貸付条件の提示、金利の引上げ等 を申し入れてはならないのでしょうか。

- 1. 本項目は、金融機関側からの追加担保・保証の要求や、貸付条件の提示、 金利の引上げ等の申し入れを一律に禁止するものではありません。
- 2. ただし、そのような場合には、例えば、顧客の返済能力や担保余力、金融機関が経営相談・経営指導や経営改善計画の策定支援といった取組みを行うことによる経営改善の見通しなどといった顧客の実情を十分に考慮するとともに、これまでの取引関係や顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた、顧客の理解と納得を得ることを目的とした十分な説明を行う必要があると考えます。

# 【金融円滑化 Ⅲ. 1. ② (i)】

(3-<u>7</u>) 新規融資や貸付条件の変更の申込みを謝絶する場合について、これまでの取引関係や顧客の知識・経験及び財産の状況等を踏まえた十分な説明を行えば、最終的に顧客の理解と納得を得ることができないとしても問題はないでしょうか。

#### (答)

金融機関においては、顧客の理解と納得を得ることを目的とした説明を 行うよう努めることが重要です。なお、最終的に顧客の納得が得られない 場合も考えられますが、このような場合には、その後の適切な対応(顧客 サポート等)が必要であると考えます。

### 【金融円滑化 Ⅲ. 1. ② (iv)】

(3-8) 顧客から新規融資や貸付条件の変更の相談・申込みを受けた場合の記録の作成・保存について、どの程度具体的な相談・申込みがあった場合にこれを行えばよいでしょうか。

# (答)

1. 記録の作成・保存は、金融機関が自らの金融円滑化管理態勢を事後検証するためや顧客とのトラブルの回避などのために行うものです。したがって、各金融機関においては、こうした目的が達成できるよう、適切に記録の作成・保存を行う必要があります。

# (改定後)

### 【金融円滑化 Ⅲ. 1. ② (i)】

(3-6) 新規融資や貸付条件の変更の申込みを謝絶する場合について、これまでの取引関係や顧客の知識・経験及び財産の状況等を踏まえた十分な説明を行えば、最終的に顧客の理解と納得を得ることができないとしても問題はないでしょうか。

#### (答)

金融機関においては、顧客の理解と納得を得ることを目的とした説明を行うよう努めることが重要です。なお、最終的に顧客の納得が得られない場合も考えられますが、このような場合には、その後の適切な対応(顧客サポート等)が必要であると考えます。

### 【金融円滑化 Ⅲ. 1. ② (iv)】

(3-7) 顧客から新規融資や貸付条件の変更の相談・申込みを受けた場合の記録の作成・保存について、どの程度具体的な相談・申込みがあった場合にこれを行えばよいでしょうか。

# (答)

1. 記録の作成・保存は、金融機関が自らの金融円滑化管理態勢を事後検証 するためや顧客とのトラブルの回避などのために行うものです。したがっ て、各金融機関においては、こうした目的が達成できるよう、適切に記録 の作成・保存を行う必要があります。

(改定後)

2. なお、当該記録については、例えば、営業日誌に記録するなど、金融機 関の業務実態等を踏まえた適切な方法により行うことが考えられます。

また、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関す る内閣府令第6条第1項第5号に定める、法第4条及び第5条の規定に基 づく措置の状況の記録や法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る 苦情相談の記録については、様式は特に定められていませんが、5年間保 存することが義務付けられていることに留意が必要です。

2. なお、当該記録については、例えば、営業日誌に記録するなど、金融機 関の業務実態等を踏まえた適切な方法により行うことが考えられます。 (削除)

# 【金融円滑化 Ⅲ. 2. ② (i)】

(3-9)「取引先である中小・零細企業等に対する経営相談・経営指導及 び経営改善計画の策定支援等の取組み等」として示されている項目 については、これらの対応をすべて行う必要があるのでしょうか。

#### (答)

- 1. 金融機関が経営相談・経営指導や経営改善計画の策定支援等のコンサル ティング機能を発揮することは、金融の円滑化を図る観点から極めて重要 です。本項目はあくまでも例示であり、これらすべての項目について対応 を求めるものではありませんが、各金融機関においては、本項目に例示さ れた事項を参考に、それぞれの規模・特性を踏まえ、創意工夫を発揮した 対応を行う必要があると考えられます。

# 【金融円滑化 Ⅲ. 2. ② (i)】

(3-8)「取引先である中小・零細企業等に対する経営相談・経営指導及 び経営改善計画の策定支援等の取組み等」として示されている項目 については、これらの対応をすべて行う必要があるのでしょうか。

- 1. 金融機関が経営相談・経営指導や経営改善計画の策定支援等のコンサル ティング機能を発揮することは、金融の円滑化を図る観点から極めて重要 です。本項目はあくまでも例示であり、これらすべての項目について対応 を求めるものではありませんが、各金融機関においては、本項目に例示さ れた事項を参考に、それぞれの規模・特性を踏まえ、創意工夫を発揮した 対応を行う必要があると考えられます。
- 2. また、本項目に例示されていない事項であっても、例えば、資金繰りや│2. また、本項目に例示されていない事項であっても、例えば、資金繰りや

売上げ等に係る経営改善指導、財務書類の作成や後継者育成等に係る相談など、取引先である中小・零細企業等の身の丈・ニーズをあった身近な情報提供・経営相談・経営指導に取組むこと等が重要であると考えられます。

#### 【金融円滑化 Ⅲ. 3. ③ (i)】

(3-10) 保証会社との「緊密な連携」とは具体的にどのようなことを行 えばよいのでしょうか。

# (答)

- 1. 保証会社が保証を付与しない場合や条件変更に応じない場合には、例えば、可能な範囲で、保証会社に理由を確認した上で顧客に説明することや説明の際に保証会社の担当者を同席させること、金融機関単独での説明に納得しない顧客に対し、保証会社と連携して説明をすることなどが考えられます。
- 2. いずれにしても、顧客の理解と納得が得られるよう、適切な説明を行うことが重要です。

# 【金融円滑化 Ⅲ. 3. ③ (i)、(ii)】

(3-11) 保証会社における審査や保証会社が代位弁済により取得した債権の回収行為(求償権の行使)について、金融機関としてどのように指導・協議・要請等を行えばよいのでしょうか。

### (改定後)

売上げ等に係る経営改善指導、財務書類の作成や後継者育成等に係る相談など、取引先である中小・零細企業等の身の丈・ニーズをあった身近な情報提供・経営相談・経営指導に取組むこと等が重要であると考えられます。

# 【金融円滑化 Ⅲ. 3. ③ (i)】

(3-9) 保証会社との「緊密な連携」とは具体的にどのようなことを行 えばよいのでしょうか。

# 答)

- 1. 保証会社が保証を付与しない場合や条件変更に応じない場合には、例えば、可能な範囲で、保証会社に理由を確認した上で顧客に説明することや説明の際に保証会社の担当者を同席させること、金融機関単独での説明に納得しない顧客に対し、保証会社と連携して説明をすることなどが考えられます。
- 2. いずれにしても、顧客の理解と納得が得られるよう、適切な説明を行うことが重要です。

# 【金融円滑化 Ⅲ. 3. ③ (i)、(ii)】

(3-10) 保証会社における審査や保証会社が代位弁済により取得した債権の回収行為(求償権の行使)について、金融機関としてどのように指導・協議・要請等を行えばよいのでしょうか。

(改定前)	(改定後)
(以足削)	(以足扱)
(答)	(答)
1. 保証会社が子会社の場合においては、当該保証子会社において適切な審	1. 保証会社が子会社の場合においては、当該保証子会社において適切な審
査や債権回収が行われるよう、子会社管理の一環として当該保証子会社に	│ │ 査や債権回収が行われるよう、子会社管理の一環として当該保証子会社に│
対し、必要に応じて指導等を行う必要があると考えます。	対し、必要に応じて指導等を行う必要があると考えます。
がし、必要に応じて旧事事を刊り必要が めるこうだよう。	20、必要に応じて指令する自力必要があるとうだよう。
   2. また、保証会社が子会社でない場合でも、例えば、顧客から金融機関に、	   2.また、保証会社が子会社でない場合でも、例えば、顧客から金融機関に、
当該保証会社の審査や債権回収について苦情や相談が寄せられているよ	当該保証会社の審査や債権回収について苦情や相談が寄せられているよう
うであれば、当該保証会社において適切な審査や債権回収が行われるよ	であれば、当該保証会社において適切な審査や債権回収が行われるよう、
う、必要に応じて協議や要請等を行う必要があると考えます。	必要に応じて協議や要請等を行う必要があると考えます。

(改定前)	(改定後)
4. 法令等遵守態勢	4. 法令等遵守態勢
(中略)	(中略)
【法令等 Ⅲ. 1. ②】  (4-7)「本人確認に関する責任者又は担当部署を設置」とありますが、 本人確認に関する独立の部署と責任者を設ける必要がありますか。  (答)  本人確認に関する責任者又は担当部署が果たすべき役割・機能が実効的 に発揮されている限り、別の部署との兼任とすることも考えられます。	【法令等 Ⅲ. 1. (1)②】  (4-7)「取引時確認に関する責任者又は担当部署を設置」とありますが、 取引時確認に関する独立の部署と責任者を設ける必要があります か。  (答)  取引時確認に関する責任者又は担当部署が果たすべき役割・機能が実効的に発揮されている限り、別の部署との兼任とすることも考えられます。
【法令等 Ⅲ. 2. ②】 (Mx)	【法令等 Ⅲ. 1. (2)②】
(各) (略) (略)	(各) (略) (略)
【法令等 Ⅲ. 3. ②】	【法令等 Ⅲ. 2. ②】
(4-9) (略)	(4-9) (略)
(答) (略)	(答) (略)

# (改定後)

### 【法令等 Ⅲ.1、2、3】

(4-10) Ⅲ. 個別の問題点において、「本人確認」「疑わしい取引」「反社会的勢力への対応」について具体的検証項目が記載されていますが、これら以外についてはどのように扱われますか。

### (答)

<u>これら</u>の検証項目は、検査官が法令等遵守態勢を検証する際の代表的な法令等に関連する着眼点を記載しているものです。したがって、<u>これら以外</u>についても、金融機関の業務の健全性及び適切性を確保する観点から、その法令等違反の防止のための適切な態勢が整備・確立され、実際に法令等違反が生じていないかを検証することとなります。

# (中略)

### 【法令等 Ⅲ.1、2】

(4-10) Ⅲ. 個別の問題点において、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等の遵守態勢については、「1. 組織犯罪等への対応」及び「2. 反社会的勢力への対応」において、具体的な検証項目が記載されています。一方で、金融機関に適用のあるその他の法令等の遵守態勢については、具体的な検証項目は記載されていませんが、検証されるのですか。

#### (答)

皿. 個別の問題点における「1. 組織犯罪等への対応」及び「2. 反社会的勢力への対応」の検証項目は、あくまでも、検査官が法令等遵守態勢を検証する際の「代表的な法令等に関連する着眼点」として、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等に関連する着眼点を記載しているものです。したがって、金融機関に適用のあるその他の法令等についても、金融機関の業務の健全性及び適切性を確保する観点から、その法令等違反の防止のための適切な態勢が整備・確立され、実際に法令等違反が生じていないかを検証することとなります。

# (中略)

(改定前)	(改定後)
8. 信用リスク管理態勢	8. 信用リスク管理態勢
(中略)	(中略)
【標準的手法の検証項目リスト、内部格付手法の検証項目リスト】  (8-7) バーゼル II 標準的手法、内部格付手法の検証項目リストと金融庁告示等との関係を教えて下さい。  (答)  1. 標準的手法の検証項目リスト及び内部格付手法の検証項目リストについては、バーゼル II (新しい自己資本比率規制)の導入に伴い、検査官が標準的手法採用行や内部格付手法採用行における信用リスク管理態勢を具体的に確認するためのチェックリストとして、「銀行法第 14 条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(金融庁告示第 19 号)を整理したものです。	【標準的手法の検証項目リスト、内部格付手法の検証項目リスト】  (8-7)標準的手法、内部格付手法の検証項目リストと金融庁告示等との関係を教えて下さい。  (答)  1.標準的手法の検証項目リスト及び内部格付手法の検証項目リストについては、検査官が標準的手法採用行や内部格付手法採用行における信用リスク管理態勢を具体的に確認するためのチェックリストとして、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第19号)の内容を整理したものです。
2. したがって、検査においては、本検証項目リストを参考にして、告示及び「 <u>バーゼルII</u> に関するQ&A」等に基づき検証を行うこととなります。	2. したがって、検査においては、本検証項目リストを参考にして、告示及び「 <u>告示</u> に関するQ&A」等に基づき検証を行うこととなります。

(改定前)	(改定後)

9. 資産査定管理態勢

(中略)

【別表1 P3 1.(3)(注)】

(9-16)「十分な資本的性質が認められる借入金」として取り扱われる ためには、どのような金利設定をすればよいですか。

(答)

- 1.「十分な資本的性質が認められる借入金」の金利設定については、資本に準じて、原則として、「配当可能利益に応じた金利設定」であることが必要です。
- 2. 具体的には、業績連動型が原則であり、赤字の場合には利子負担がほとんど生じないことが必要となりますが、その場合、株式の株主管理コストに準じた事務コスト相当の金利であれば、利子負担がほとんど生じないものとして「十分な資本的性質が認められる借入金」と判断して差し支えありません。
- 3. なお、赤字の場合の具体的な金利水準については、例えば、(9-24)において、「十分な資本的性質が認められる借入金」として例示した日本政策金融公庫の「挑戦支援資本強化特例制度」では0. 4%となっています

9. 資産査定管理態勢

(中略)

【別表1 P3 1.(3)(注)】

(9-16)「十分な資本的性質が認められる借入金」として取り扱われるためには、どのような金利設定をすればよいですか。

(答

- 1.「十分な資本的性質が認められる借入金」の金利設定については、資本に準じて、原則として、「配当可能利益に応じた金利設定」であることが必要です。
- 2. 具体的には、業績連動型が原則であり、赤字の場合には利子負担がほとんど生じないことが必要となりますが、その場合、株式の株主管理コストに準じた事務コスト相当の金利であれば、利子負担がほとんど生じないものとして「十分な資本的性質が認められる借入金」と判断して差し支えありません。
- 3. なお、赤字の場合の具体的な金利水準については、例えば、(9-24) において、「十分な資本的性質が認められる借入金」として例示した日本政策金融公庫の「挑戦支援資本強化特例制度」では0. 4%または0. 9%と

が、この水準に限定されるものではなく、金融機関や債務者の状況等に応 じた事務コスト相当の金利であれば差し支えありません。

(中略)

#### 【別表1 P3 1.(3)(注)】

(9-24) 日本政策金融公庫の「挑戦支援資本強化特例制度」や中小企業再生支援協議会版「資本的借入金」について、「十分な資本的性質が認められる借入金」とみなすことは可能ですか。

#### (答)

- 1. 日本政策金融公庫の「挑戦支援資本強化特例制度」については、
  - ① 償還条件が、<u>15 年</u>の期限一括償還であり、「長期間償還不要な状態」 である
  - ② 赤字の場合には利子負担がほとんど生じないなど、「配当可能利益に応じた金利設定」である
  - ③ 劣後ローンであり、「法的破綻時の劣後性」が確保されている という商品設計であり、資本に準じた内容となっています(「挑戦支援資 本強化特例制度」の概要については別紙1参照)。
- 2. また、中小企業再生支援協議会版「資本的借入金」については、
  - ① 償還条件が、15 年または5年超の期限一括償還であり、「長期間償還不要な状態」である

#### (改定後)

なっていますが、この水準に限定されるものではなく、金融機関や債務者 の状況等に応じた事務コスト相当の金利であれば差し支えありません。

(中略)

#### 【別表1 P3 1.(3)(注)】

(9-24) 日本政策金融公庫の「挑戦支援資本強化特例制度」や中小企業 再生支援協議会版「資本的借入金」について、「十分な資本的性質が認め られる借入金」とみなすことは可能ですか。

- 1. 日本政策金融公庫の「挑戦支援資本強化特例制度」については、
  - ① 償還条件が、<u>7年以上</u>の期限一括償還であり、「長期間償還不要な状態」 である
  - ② 赤字の場合には利子負担がほとんど生じないなど、「配当可能利益に応じた金利設定」である
  - ③ 劣後ローンであり、「法的破綻時の劣後性」が確保されているという商品設計であり、資本に準じた内容となっています(「挑戦支援資本強化特例制度」の概要については別紙1参照)。
- 2. また、中小企業再生支援協議会版「資本的借入金」については、
- ① 償還条件が、15 年または5年超の期限一括償還であり、「長期間償還不要な状態」である

- ② 赤字の場合には利子負担がほとんど生じないなど、「配当可能利益に応じた金利設定」である
- ③ 「無担保型」は、劣後ローンであり、「法的破綻時の劣後性」が確保されているほか、「有担保型」は、「法的破綻に至るまでの間において、他の債権に先んじて回収しない仕組み」(9-18 参照)が確保されている

という商品設計であり、資本に準じた内容となっています (中小企業再生支援協議会版「資本的借入金」の概要については別紙2参照)。

- 3. したがって、両制度に係る借入金については、「十分な資本的性質が認められる借入金」とみなして差し支えありません。
- (注1) 「十分な資本的性質が認められる借入金」については、原則として、「長期間償還不要な状態」、「配当可能利益に応じた金利設定」、「法的破綻時の劣後性』を確保できないような場合は、法的破綻に至るまでの間において、他の債権に先んじて回収しない仕組み)」といった条件が確保されていれば、上記の借入金と同様の商品設計に限定される訳ではありません。
- (注2) 上記の両制度も含め、「十分な資本的性質が認められる借入金」とみなすことが可能な関係省庁等の施策の代表例については、別紙3を参照してください。

# (改定後)

- ② 赤字の場合には利子負担がほとんど生じないなど、「配当可能利益に応じた金利設定」である
- ③ 「無担保型」は、劣後ローンであり、「法的破綻時の劣後性」が確保されているほか、「有担保型」は、「法的破綻に至るまでの間において、他の債権に先んじて回収しない仕組み」(9-18 参照)が確保されているという商品設計であり、資本に準じた内容となっています(中小企業再生支援協議会版「資本的借入金」の概要については別紙2参照)。
- 3. したがって、両制度に係る借入金については、「十分な資本的性質が認められる借入金」とみなして差し支えありません。
- (注1) 「十分な資本的性質が認められる借入金」については、原則として、「長期間償還不要な状態」、「配当可能利益に応じた金利設定」、「法的破綻時の劣後性(『法的破綻時の劣後性』を確保できないような場合は、法的破綻に至るまでの間において、他の債権に先んじて回収しない仕組み)」といった条件が確保されていれば、上記の借入金と同様の商品設計に限定される訳ではありません。
- (注2) 上記の両制度も含め、「十分な資本的性質が認められる借入金」とみなすことが可能な関係省庁等の施策の代表例については、別紙3を参照してください。

(改定前) (改定後) (別紙1) <日本政策金融公庫発表資料(平成22年4月1日)> <日本政策金融公庫発表資料(平成25年2月28日)> 挑戦支援資本強化特例制度 ○挑戦支援資本強化特例制度(資本性ローン)の概要 新規事業や企業再建等に取り組む中小企業の財務体質強化を図るために資 本性資金(劣後ローン)を供給する制度です。 融資対象者 ご利用いただけるかた

直接貸付において、新企業育成貸付又は企業再生貸付(一部の制度を除 く。)を利用されるかたで、地域経済の活性化のために、一定の雇用効果 (新たな雇用又は雇用の維持)が認められる事業、地域社会にとって不可 欠な事業、技術力の高い事業などに取り組むかた。

# 特例の内容

利用限度 1 社あたり 2 億円

利率 貸付後1年ごとに、直近決算の成功度合いに応じて、9.

95%、5.60%、0.40%の3区分の利率が適用されます。

融資期間 15年(期限一括償還)

担保・保証人 無担保・無保証人

創業・新事業展開・事業再生等に取り組む中小企業・小規模 事業者であって、地域経済の活性化のために、一定の雇用効果 (新たな雇用または雇用の維持)が認められる事業、地域社会 にとって不可欠な事業、技術力の高い事業などに取り組む方 【国民生活事業】 1 社あたり 2,000 万円 融資限度額 【中小企業事業】 1 社あたり3億円 【国民生活事業】7年以上10年以内(一定の要件を満たす場合 融資期間 は、7年以上15年以内)(期限一括償還) 【中小企業事業】15年・10年・7年(期限一括償還) 【国民生活事業】融資後1年ごとに直近決算の業績に応じて、 3区分の利率が適用されます。 8. 55%, 4. 75%, 0. 90% 利率 【中小企業事業】適用した融資制度に基づき、融資後1年ごと

(別紙1)

(改定前)	(改定後)	
その他 ◆本特例による債務については、金融検査上自己資本と		に直近決算の業績に応じて、3区分の利率が
<u>看做すことができます。</u>		<u>適用されます。</u>
◆本特例による債務については、法的倒産手続きの開始決		<新企業育成貸付を適用した場合>
定が裁判所によってなされた場合、全ての債務(償還順		期間 15 年: 6.30%、4.55%、0.40%
位が同等以下とされているものを除く)に劣後します。		期間 10 年:6.00%、4.30%、0.40%
貸付条件など		期間 7年:5.65%、4.05%、0.40%
		<企業再生貸付を適用した場合>
◆上記以外の貸付条件は、各特別貸付で定められています。		期間 15 年:6.35%、4.40%、0.40%
◆四半期毎の経営状況のご報告等を含む特約を締結していただきます。		期間 10 年: 6.25%、4.30%、0.40%
◆公庫が適切と認める事業計画書を提出していただきます。		期間 7年:6.20%、4.25%、0.40%
融資のお申込み	担保・保証人	無担保・無保証人
		・本特例による債務については、金融検査上、自己資本とみな
直接貸付 日本公庫各支店の中小企業事業の窓口にお申し込みくださ		<u>すことができます。</u>
Li.		・本特例による債務については、法的倒産手続きの開始決定が
	その他	裁判所によってなされた場合、全ての債務(償還順位が同等
	<u>その元</u>	以下とされているものを除く)に劣後します。
		・四半期毎の経営状況のご報告等を含む特約の締結や、公庫が
		適切と認める事業計画書を提出して頂きます。
		・期限前弁済は、原則として認められません。
※1 本制度の利用には、財務内容、事業の見通し等について、当公庫 中	※1 本制度	の利用には、財務内容、事業の見通し等について、当公庫の審
<u>小企業事業</u> の審査が必要になります。審査の結果、本制度をご利用	査が必要	要になります。審査の結果、本制度をご利用いただけない場合も

(改定前)			(改定後)	
いただけない場合もあります。			あります。	
※2 本制度は、取扱額に限りがあり、ご要	望に添えない場合があります。	× 2	本制度は、取扱額に限りがあり、ご要望	望に添えない場合があります。
	(別紙2)			 (別紙2)
(略)		(略)		
	(別紙3)			(別紙3
「十分な資本的性質が認められる借入金」 とみなすことが可能な関係省庁等の施策の代表例			「十分な資本的性質が認めら とみなすことが可能な関係省庁等	_
制度名	関係省庁等		制度名	関係省庁等
挑戦支援資本強化特例制度 (日本政策金融公庫)	経済産業省		挑戦支援資本強化特例制度 (日本政策金融公庫)	財務省、経済産業省
中小企業再生支援協議会版「資本的信 入金」	告 <b>経済産業省</b>		中小企業再生支援協議会版「資本的借 入金」	経済産業省
災害対応型劣後ローン (日本政策金融公庫)	経済産業省		災害対応型劣後ローン (日本政策金融公庫)	経済産業省
岩手産業復興機構による既往債権の買	<b>1</b> 経済産業省		岩手産業復興機構による既往債権の買	経済産業省

取制度

取制度

I	(以足削 <i>)</i>
	危機対応業務による資本性劣後ローン 経済産業省、財務省 (商工中金等)
	株式会社東日本大震災事業者再生支援 復興庁 機構による既往債権の買取制度

(34 中 益)

(中略)

# 【別表 1 P 3 1. (3) (注)、 信用 Ⅲ. ⑧】

(9-35)「十分な資本的性質が認められる借入金」は、<u>バーゼルⅡの</u>信用 リスク・アセットの計算上、貸出として取り扱われるのですか。

#### (答)

貸出として取り扱われます。

例えば、標準的手法の場合、「十分な資本的性質が認められる借入金」が、自己資本告示上の中小企業向けエクスポージャーとしての要件を満たすものであれば、リスク・ウェイトは75%となります。

(中略)

【別冊〔中小企業融資編〕 検証ポイント 5.(2) ロ、二、ホ】

(9-37) 本項目については、中小企業の資金繰りを支援するための時限 的な措置なのでしょうか。 危機対応業務による資本性劣後ローン 経済産業省、財務省 (商工中金等) 株式会社東日本大震災事業者再生支援 復興庁

(改定後)

(中略)

【別表 1 P 3 1. (3) (注)、 信用 Ⅲ. ①】

機構による既往債権の買取制度

(9-35)「十分な資本的性質が認められる借入金」は、<u>自己資本比率規制</u> <u>における</u>信用リスク・アセットの計算上、貸出として取り扱われる のですか。

(答)

貸出として取り扱われます。

例えば、標準的手法の場合、「十分な資本的性質が認められる借入金」が、 自己資本告示上の中小企業向けエクスポージャーとしての要件を満たすも のであれば、リスク・ウェイトは 75%となります。

(中略)

【別冊〔中小企業融資編〕 検証ポイント 5.(2) 二、ホ】

(9-37) 本項目については、中小企業の資金繰りを支援するための時限 的な措置なのでしょうか。

(改定前)	(改定後)
(答)  1. 口のうち、平成 21 年 12 月 4 日の改定に伴い追加した部分は、時限措置である「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針」を引用しています。  2. 二、木については、中小企業の資金繰り支援のための臨時的・時限的な措置ではなく、大企業と比べてリストラの余地も小さく、経営改善に時間がかかることが多いなどという中小企業の特性を踏まえた恒久的な措置です。	(答) 本項目については、中小企業の資金繰り支援のための時限的な措置ではなく、大企業と <u>比較して</u> リストラの余地等も小さく、経営改善に時間がかかることが多いなどという中小企業の特性を踏まえた恒久的な措置です。
(中略)	(中略)

(改定前)	(改定後)
12. オペレーショナル・リスク管理態勢	12. オペレーショナル・リスク管理態勢
(中略)	(中略)
【オペ 別紙3 その他オペ 2. (4)】  (12-10) 風評リスクについては、バーゼルⅡ第1の柱のオペレーショナル・リスクの定義に含まれていませんが、当該リスクまでオペレーショナル・リスク管理態勢のチェックリストの検証範囲となるのでしょうか。	【オペ 別紙3 その他オペ 2. (4)】 (12-10) 風評リスクについては、バーゼル合意におけるオペレーショナル・リスクの定義 (注) に含まれていませんが、当該リスクまでオペレーショナル・リスク管理態勢のチェックリストの検証範囲となるのでしょうか。
(答) 1. 風評リスクについては、 <u>バーゼルⅡの第1の柱(自己資本比率の算定)</u> のオペレーショナル・リスク量には含まれません。	(注) バーゼル合意において、オペレーショナル・リスクは、「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外的事象が生起することから生じる損失に係るリスクと定義される。この定義は法的リスクを含むが、戦略リスクと風評リスクは含まれない。」とされています。(「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化:改訂された枠組」(平成16年6月バーセル銀行監督委員会)) (答)  1. 風評リスクについては、バーゼル合意におけるオペレーショナル・リスクの定義には含まれません。

(改定前)	(改定後)
2. しかしながら、例えば、オペレーショナル・リスクが顕在化した結果、 評判が悪化したり、また、悪い評判が立つことにより、オペレーショナル・ リスクにつながるなど、オペレーショナル・リスクと風評リスクは、密接 な関係もしくは同時波及的な関係にあり、総合的に管理することが必要と 考えられます。	2. しかしながら、例えば、オペレーショナル・リスクが顕在化した結果、 評判が悪化したり、また、悪い評判が立つことにより、オペレーショナル・ リスクにつながるなど、オペレーショナル・リスクと風評リスクは、密接 な関係もしくは同時波及的な関係にあり、総合的に管理することが必要と 考えられます。
3. 金融機関の内部管理上、風評リスクを何らかの理由で、オペレーショナル・リスクとして定義するのではなく、その他のリスクとして定義し管理している場合においても、オペレーショナル・リスク管理態勢の該当項目に基づき検証することとなります。	3. 金融機関の内部管理上、風評リスクを何らかの理由で、オペレーショナル・リスクとして定義するのではなく、その他のリスクとして定義し管理している場合においても、オペレーショナル・リスク管理態勢の該当項目に基づき検証することとなります。
4. さらに、その他のリスクとして風評リスクを管理した上で、統合的リスク管理部門が、風評リスクとオペレーショナル・リスクを総合的に管理しているかを検証することとなります。	4. さらに、その他のリスクとして風評リスクを管理した上で、統合的リスク管理部門が、風評リスクとオペレーショナル・リスクを総合的に管理しているかを検証することとなります。
(以上)	(以上)